
国際司法裁判所における紛争処理手続

訴訟当事国と裁判所との協働プロセスとして

酒井 啓巨
Sakai Hironobu

はじめに

2010年5月31日、オーストラリアは日本を国際司法裁判所（ICJ）に訴えた。日本が行なっている調査捕鯨により、国際捕鯨条約上の義務や、野生動植物種取引規制条約（ワシントン条約）や生物多様性条約上の海洋生物・海洋環境の保護・保存に関する国際義務に日本が違反しているというのがオーストラリア側の主張である。オーストラリアは、日本による上記国際義務の違反の認定をICJに求めるとともに、調査捕鯨を中止してその再発防止の保証を行なうことを日本に命じるようICJに要請した⁽¹⁾。

オーストラリアが紛争を付託したICJは、「国際連合の主要な司法機関」（国際連合憲章92条）として、主に国際法の適用を通じて法的拘束力ある判決により国家間紛争を解決する国際機関である。もっとも、国際社会には国際裁判による判決を執行する権限を携えた国際機関はない。ICJの判決履行には国連安全保障理事会が関係しうが（同94条2項）、安理會が利用されることはほとんどなく、判決の履行は当事国の意思に委ねられていると言っても過言ではない。当事国による判決の遵守は国際裁判の権威に求められ、その実現は政治過程の問題と認識されてきた。特に裁判所の側に判決の履行についての関心がこれまであまり払われてこなかったように思われる一因はそこにある⁽²⁾。しかし、現実の国際社会において、国際紛争の最終的な解消という観点からは、裁判所の判決の言渡しをもって紛争が解決すると考えることは到底できない。最近のICJがその現実にどのように向き合っているのかを検証することは、国際紛争の処理過程におけるICJの役割を問い直すうえでもきわめて重要である⁽³⁾。

そこで本稿では、ICJにおける最近の紛争の特徴を概観した後、紛争の一方的付託の場合における訴訟手続での原告、被告、そして裁判所の対応を素描しながら、紛争処理過程におけるICJの役割について手掛かりを導き出すことにしたい。

1 国際司法裁判所に係属する紛争の特徴

(1) 国家間紛争という外観

ICJに係属する事件の当事者となることができるのは国家だけであり（ICJ規程34条1項）、このためICJに係属する紛争は国家間紛争のみとなる。これは、欧州人権裁判所や欧州連合（EU）司法裁判所、投資仲裁など、人権や経済、投資の分野で私人が訴訟当事者となりうる

国際裁判機関が登場している現代において、第2次世界大戦前に設置された常設国際司法裁判所（PCIJ）を実質的に引き継ぐICJが、今なお伝統的な司法的解決の様式を備えていることを表わしている。またICJは、ICJ規程当事国か、あるいは「現行諸条約の特別の規定を留保して」、安保理が定める条件に従いICJ規程非当事国にも開放される（同35条1項及び2項）。なお、国連加盟国は、当然に（*ipso facto*）ICJ規程の当事国となるため（国連憲章93条）、現在192カ国の国連加盟国もすべてICJ規程当事国である。したがって、国際社会におけるほぼすべての国家がICJ規程当事国として同裁判所を利用できることになっており、国連加盟国がICJに付託された紛争に関する訴訟当事者となることについては、ユーゴスラヴィア紛争をめぐる新ユーゴスラヴィア（その後セルビア・モンテネグロ、現セルビア）の国連加盟国としての地位が問題となったような例外的な事例を別にすれば⁴⁾、ほとんど問題とはならない。

このようにICJに係属する紛争は、国家間の権利義務関係をめぐって生じるとされ、ICJ規程上は、後に述べるように、「法律的紛争」と称されるものであり（ICJ規程36条2項参照）、こうした国家間紛争の具体的例としては領域紛争や海洋境界画定紛争などが挙げられる。しかし、紛争に関係する条約や慣習国際法の内容によっては、国家ではなく私人の権利義務が関係する紛争が国家間紛争としてICJに付託される事例がないわけではない。

その典型例のひとつは外交的保護にかかわる紛争である⁵⁾。国家による外交的保護とは、自国籍を有する私人が国際違法行為により受けた損害について責任を有する他国に対し、外交上の行動その他平和的手段により当該責任を実施させるという制度で⁶⁾、私人の権利のなかでもとりわけ外国人の権利につき、法的な紐帯である国籍を介して当該外国人の本国（国籍国）が保護するという一面をもつ。これを裁判手続に当てはめると、権利を侵害された外国人の本国が国際裁判を通じてその救済を図る場合、外国人の保護に関する国際法規則の違反を主張して外国人の本国が在留国を訴えるという形式でICJが利用されるのである。こうした国家間紛争は、マヴロマトリス・パレスティン特許事件やパネヴェディス・サルズティスキス鉄道事件など、PCIJ時代から付託され、ICJにおいても、アングロ・イラニアン石油会社事件やインター・ハンデル事件、ノッテボーム事件、バルセロナ・トラクション電力会社事件、シシリー電子工業会社事件などのように、私権の保護に關係する紛争が国家間紛争として定式化されてICJにより解決が図られているのである。

もっとも、外交的保護制度においては、現実には被害は外国人に生じつつも、国際法上の権利が侵害されるのは、私人ではなく、あくまでもその国籍国のそれである。このことから、国家の権利侵害はフィクションとしてではあるが（あるいはそれだからこそ）、国家間紛争としての定式化が容易であるということに留意しておく必要がある。逆に言えば、原告となる権利の被侵害国が、侵害国を被告としてその義務違反と国家責任を国際裁判で追及するという図式はこのようなかたちで依然として維持されているのである。このことは、外国人の身体・財産をめぐる問題が国家間紛争でしか争う手続がない場合には外交的保護が私権保護のための有効な手段であることを意味するが、他方において、国際人権保護や投資保護の分野のように、私人が直接救済を求めることができる制度が、別途、国際的に

整備されると、必ずしもICJを経由する必要はないということにもなる⁽⁷⁾。

(2) 最近の紛争の特徴

以上のように、ICJでは国家間紛争の法的解決という制度的枠組みは維持されつつも、その事件の背景にある国家以外の実体の権利義務関係が隠れた主題とされる場合がある。さらに、近年ICJに付託される紛争の種類についてはいくつかの特徴が見受けられる。

(a) 武力紛争にかかわる事件の付託

ICJに付託される紛争に関する最近の傾向のひとつとして、特に冷戦後においては武力紛争に関係した事案の付託が増加しているという点が挙げられる。冷戦終焉前においても武力行使や武力紛争に関係する事件が付託されていたが（アイスランド漁業管轄権事件やニカラグア軍事活動事件など）、1990年代以降における付託数の増加はさらに顕著であり、しかも、武力行使や武力紛争を直接の主題とする事件が増加しているのが目立つ。

こうした傾向は、さらに以下のような事態を直接間接に促しているという点でも注目に値する。第1に、武力紛争の烈度や地理的範囲にもよるが、通常は、当事国の二国間に限らず、広範な影響が当該武力紛争によりもたらされるがゆえに、多面的な関係の紛争を惹起しやすいということがある。ジェノサイド条約適用事件はユーゴスラヴィア紛争を契機としており、旧ユーゴスラヴィア構成共和国のうちボスニア・ヘルツェゴヴィナとクロアチアがICJに紛争を付託した（ジェノサイド条約適用事件〔ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対セルビア〕とジェノサイド条約適用事件〔クロアチア対セルビア〕）。コンゴ領域における武力行動事件もコンゴ民主共和国（DRC）領域内での武力紛争が問題となった事例であるが、隣国のウガンダやルワンダ、ブルンジを巻き込んだ紛争としてDRCによりこれら3国がICJに訴えられるという事態に発展した（コンゴ領武力行動事件〔DRC対ウガンダ、DRC対ルワンダ〕。DRCはブルンジも訴えたが、その後訴えを取り下げた）。武力行使合法性事件はやや特殊な事件であるが、セルビアが自国に対して空爆を行なった北大西洋条約機構（NATO）を非難し、その構成国である10カ国を訴えたものである（武力行使の合法性事件〔セルビア対ベルギーほか〕）。

第2に、武力紛争の発生を通じて領域主権の侵害が生じると主張されることから、とりわけ原告の立場からは武力行動そのものの中止を求める請求が提起されやすい。しかも時間的に切迫しているということであれば、緊急性を理由に、後述する仮保全措置の指示要請を行なうことも多くなる。実際、関係者間の武力衝突を引き金に仮保全措置の指示を要請する事例が増加し、これに対応してICJも「紛争の悪化・拡大の防止」を内容とした仮保全措置を認めている⁽⁸⁾。

さらに第3には、武力紛争に関係した人権侵害や人道法違反行為の中止や救済が原告により求められることも挙げられよう。本案請求において、ジェノサイド条約や人種差別撤廃条約上の義務違反の中止とその救済が求められるほか、これも緊急性の観点から仮保全措置による義務違反の中止措置が要請され、これが認められることが多い⁽⁹⁾。ここでは、武力紛争を通じて被害を受ける個人の救済が国家間紛争の解決手続を介して求められているのである。

(b) 人命保護にかかわる事件の付託

また、きわめて特殊なケースではあるが、外国人の死刑執行が行なわれる前に執行予定国によるウィーン領事関係条約違反が判明したことから、当該外国人の本国が執行予定国を訴え、その執行を中止させようとする事件が複数付託されている（ウィーン領事関係条約事件〔ブレアード事件〕、ラグラン事件、アヴェナ他メキシコ国民事件、アヴェナ他メキシコ国民事件判決解釈請求事件）。いずれの事件も、米国の州当局が犯人である外国人を逮捕・拘留するに際してウィーン領事関係条約36条に規定されている手続をとらなかったことに起因しており、ICJにおいては原告により最終判決まで死刑執行を停止する仮保全措置の指示要請も行なわれた。特にラグラン事件では、仮保全措置命令の法的拘束力や違法行為に対する再発防止の保証、さらには国際裁判所と国内裁判所の関係などについて興味深い判決内容が表わされているが、ここでは1点のみ指摘しておきたい。それは、これらの事件では外国人の国籍国による外交的保護の外観が一見とられつつも、ICJ自身は領事関係条約上の個人の権利が侵害されたという点を明示に認めるのみで、この権利の侵害を国籍国が取り上げて国際的な司法手続を発動させた本件が外交的保護の枠組みによるものとは明言していないということである。外交的保護制度が個人の権利侵害に対する一種の救済制度としての側面があることは事実である一方、国際司法手続における外交的保護と個人の権利の関係は少なくともこれら事件では明確ではない⁽¹⁰⁾。しかし、その後の判例ではさらに、外交的保護の事項的範囲が外国人の待遇の最低基準の問題から人権の問題を含むとされていることから⁽¹¹⁾、本来、国家間関係を基軸とする外交的保護制度でさえ、人権といった国際社会における重要な価値を考慮する必要性が生じているとICJが考えているとみることはできよう。

(c) ICJによる国際社会の共通利益の考慮

上記のような傾向は、国家間紛争ではあるものの、国家間の権利義務には限定されない、あるいはその背景に存在する法益や価値を意識しながらICJが各事件において判断を下していることを推測させる。武力衝突や武力紛争の中止といった国家間の平和についてICJが考慮を払うのは、武力行使禁止原則の適用という観点からも理解できるところであり、これが具体的には「紛争の悪化・拡大の防止」という内容の仮保全措置の指示を行なう動因となっていることもみてとれよう⁽¹²⁾。

他方で、人権法や人道法に具体化されている個人の権利や人命の保護・尊重という観点からもICJが一定の配慮を行ない、決定を下しているかにみえる事例があることも確認しておきたい。これは、国際社会における共通価値が単なる国家間の平和にとどまらず、国際社会を構成する行為体の権利保護、とりわけ個人の権利や人権保護にまで及んでいることを示唆している。このことは、1990年代以降に、人民の自決権が対世的効果を有するものと認められたり（東チモール事件判決）、ジェノサイド条約上の権利義務が同じく対世的なものであると明示されたり（ジェノサイド条約適用事件〔ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対ユーゴスラヴィア〕先決的抗弁判決）、さらにはジェノサイド禁止には強行規範の性格があると確認されたり（コンゴ領武力行動事件〔DRC対ルワンダ〕先決的抗弁判決）したことと無関係ではな

いであろう⁽¹³⁾。また環境保護については、いまだ予防原則に明示的に言及した判例はないものの、河川の水の環境保護・保全に関して相当の悪影響を及ぼす危険がある産業活動の場合には、環境影響評価の実施を一般国際法上の要件とみなしうる可能性を示した判決も下されており（パルプ工場事件判決⁽¹⁴⁾、これも共有天然資源の環境保護が国際社会の共通利益としてICJにより認識されつつあることを示しているのかもしれない。

確かに、ICJは、国際社会の共通利益の侵害に基づく出訴としての性格を有する「民衆訴訟（*actio popularis*）」を認めることにこれまでのところ消極的である。国際裁判は一般に、自らの法益を直接侵害された国家のみが請求を提起しうるのであり、主観的権利の侵害を伴わない場合、その請求は訴えの利益がないとして却下されるからである⁽¹⁵⁾。しかし、上記のように、対世的権利・義務や強行規範概念の存在をICJが確認した以上、これらにより保護される権利の侵害を理由とした訴えの提起は理論的には考えられるであろうし、仮にこれを認めるとすれば、二国間関係を基調とした訴訟手続を前提としながら、第三国の訴訟参加制度を含めた多数当事者間の訴訟関係を取り扱う制度の整備が必要となろう。

こうした制度上の問題は、ICJが適用する国際法規則の実体的基盤の発展と密接な関係を有している⁽¹⁶⁾。むろん国家のみを当事者とする国家間紛争を対象とするという枠組みはこれまでのところ変更を受けておらず、訴訟の当事者適格を国際社会全体に拡大して主観的権利を超える国際社会の共通利益を背景とした訴えをICJが受理するというような展望は必ずしもすぐに見出されるわけではない⁽¹⁷⁾。むしろ仮保全手続を除き、訴訟手続では紛争当事国の同意原則が厳格に実施されているとの評価もあるくらいである⁽¹⁸⁾。しかし重要な点は、こうした国際社会に共通する価値の展開に対してICJは敏感に反応し、事案によってはこれを取り込むかたちで判決や命令を形成する場合があるということであろう。このようなICJの最近の動向を念頭に置きながら、現実のICJの訴訟手続を追うことでICJによる紛争解決がいかなる意味を有するのかをさらに検討してみたい。

2 訴訟手続における当事国と裁判所の関係

(1) 原告による攻撃と被告による防御・反撃

(a) ICJに付託される「紛争」

国際司法機関が紛争を扱いこれを解決するには、まず、そこで解決されるべき紛争の種類や性質が問題となる。国家間で「対立（*conflict*）」が生じうることは互いに自国利益に基づき行動する以上不可避ではあるが、こうした対立がすべて国際裁判に適するとは限らないからである。この点に関する国際法学の立場からは、裁判所に付託される紛争が「裁判可能な（*justiciable*）」紛争であることがその条件となると言われてきた。

この「裁判可能な」紛争については以下の点につき注意を要する。まず、「紛争（*dispute*）」は必ずしも紛争当事国間の「対立」とは同一ではない。「紛争」は、裁判による解決が可能なるほど具体的な争点を提起していなければならず、二当事国間の「法又は事実の点に関する不一致」であり、「法の見解または利益の衝突」と定義される（マヴロマティス・パレスティン特許事件PCIJ判決⁽¹⁹⁾）。そして、司法裁判所は法を適用してそうした「紛争」を解決する

機関である以上、ICJ規程によれば、ICJにより解決される「紛争」は「法律的紛争 (legal dispute)」でなければならず、さらにこの「法律的紛争」は、そうでない紛争（「非法律的紛争」）と区別しようとされている。しかし、「紛争」を一方的に付託する当事国は、主観的には法に従って訴訟主題を構成し、実際には自国の勝訴につながるように有利なかたちで「紛争」を定式化することを考えると、少なくとも原告側から考える限りこの区別基準は有意義ではない⁽²⁰⁾。むしろ問題は、裁判所が上記基準を適用してこの2つの種類の紛争をいかに区別して、問題となる「紛争」の解決基準を提示しているかということにある⁽²¹⁾。他方、一方的に提訴された当事国側には、一方的提訴国が示した「紛争」の存在の主張に対処する必要に迫られる。あらゆる妨訴手段を講じるのであれば、「紛争」の不存在をまずは主張することになる。ただし、上記「紛争」の定義からすると、「紛争」の不存在をICJに認めさせるにはきわめて困難なハードルを越えなければならない⁽²²⁾。

今回の事件で一方的に提訴したオーストラリアは、南極海における日本の鯨類捕獲調査の第2段階 (JAPRA II) の実施が大規模なものであるとして問題視し、これが国際捕鯨条約や、海洋生物・海洋環境の保全に関するその他の国際義務に違反するものであると主張した。オーストラリア側の主張によれば、ここで付託された紛争は、南極海での日本による調査捕鯨に関する各種条約上の義務違反をめぐる法律的紛争であり、ICJにとって裁判可能な紛争であるということになる。これに対して日本が両国間における「紛争」の不存在を主張するには、オーストラリアの請求主題が国際捕鯨条約上の権利義務に関係する紛争を構成しないと抗弁を提起する必要がある。

(b) 合意による管轄権の設定

裁判所が付託された紛争について実体判断を下す本案段階の前に、当該裁判所にはそうした実体判断を下す権限があるかどうかを確認されなければならない。つまり、裁判所が、紛争当事国により付託された紛争主題を審理して法的に拘束力のある判決を言い渡すには、裁判管轄権という権限が必要である。国際裁判の場合、国内裁判と異なり、こうした管轄権の設定は紛争を付託する当事国の同意に依存する。ICJでもこの同意原則が踏襲されており、管轄権の設定形式としては、紛争発生後に紛争当事国が紛争の付託について合意する場合と、紛争発生前に裁判条約や裁判条項を結んでおくことにより一定の紛争について裁判所の管轄権行使を紛争当事国があらかじめ同意しておく場合、そしてICJ規程36条2項に従って紛争当事国双方があらかじめ法律的紛争について裁判所の管轄権を義務的に受け入れることを宣言しておく場合（選択条項受諾宣言）がある。後二者では、具体的な適用結果は紛争当事国いずれかによる一方的付託という体裁をとるが、裁判所による管轄権行使の根拠自体は、両当事国による事前の同意にあることに注意しなければならない⁽²³⁾。

逆に一方的に提訴された国からすると、そのような紛争の付託について事前の合意が存在しないことを証明することになる。これが管轄権の不存在に関する先決的抗弁である。被告により先決的抗弁が提起されると本案審理は停止され、先決的抗弁の検討が優先される。抗弁の証明責任はそれを提起する被告側にあるため、管轄権を否定する抗弁もまた被告が行なうことになる。その点は被告に不利に働くが、先決的抗弁段階に入ることにより

本案に関する問題への対処についてはその分だけ時間的余裕が生まれることにもなる。

捕鯨事件の場合、オーストラリアは、主として選択条項受諾宣言に基づき日本をICJに一方的に訴えた（オーストラリアと日本はそれぞれ2002年3月22日と2007年7月9日に裁判所の管轄権行使を認める宣言を行なっている）。選択条項受諾宣言があっても、それに留保が付されていることなどにより問題となる紛争がICJによる管轄権行使の範囲かどうかで争いが生じる場合がある。本件では日本が、必要であれば、裁判管轄権の否認を行なうことになる。

(c) 請求の受理可能性の主張

裁判所に裁判管轄権が存在すると認定されても、国内的な救済手段を尽くしていないなど事態によっては裁判所が一方的付託国からの請求を受理しないことがある。こうした請求の受理可能性の問題も先決的抗弁の一種として本案審理に先立って検討される。請求が受理不能であることを証明するのはこれを主張する側、通常は一方的に紛争を付託された当事国の側となるが、仮にこうした抗弁が提起された場合には一方的付託国の側も訴訟手続の過程でこれに反論しなければならない。

たとえば日本の調査捕鯨に関する事件でオーストラリアは、その請求において上記受理可能性にかかわる事項には触れていない。しかしその一方で、国際捕鯨委員会（IWC）においてこの問題についての交渉が行なわれてきたものの解決の見通しがなく、オーストラリアによる国際義務遵守要請に対して日本が一貫してこれを拒否していることなどを強調している。これは、日本側の拒絶を印象づけながら交渉による解決が不可能であることを示すとともに、紛争があくまでもJAPRA IIの実施による日本の国際義務違反をめぐる問題であることを明確にすることで、裁判所による請求の受理は可能であることを主張しているものと考えることができる。これに対して日本は、調査捕鯨の問題はIWCにおいて依然審議対象となっていることを理由に、ICJでの審理は適当ではない旨反論することが考えられる。

(d) 仮保全措置の指示要請と本案審理への影響

近年、ICJで増加しているのが仮保全措置の指示要請である。仮保全措置（暫定措置とも言う）は、ICJが「事情によって必要と認めるとき」、「各当事者のそれぞれの権利を保全するために」指示される。そこでは権利侵害の緊急性が重視されるため、先決的抗弁手続を含めて他のいかなる手続にも先行して審理されることになる。この「事情」の認定にはICJの裁量が大きく働くこともあり、措置の具体的内容や指示の要件は主に後の裁判所の実行により徐々に明確となってきた。とりわけ最近では、武力紛争や死刑執行問題をめぐり紛争の悪化・拡大防止や人命保護を目的とした仮保全措置の要請が行なわれることが多く、ICJも緊急性を重視してこれを認める事例が続いたのである⁽²⁴⁾。このように、本案段階において影響を受けうる当事国の個別的権利の侵害可能性のみならず、国際社会全体にとっても重要な法益の侵害の恐れを理由として特に原告側が仮保全措置の指示を要請するのは理由のないことではない。仮保全段階で裁判管轄権の存在を一応（*prima facie*）確認してもらうことで、その後の段階でも裁判管轄権の存在が認容されやすくなり、手続を有利に進めることができるということがある。また、必ずしも本案での係争権利とは結び付かず、むしろ仮

保全措置の内容自体が本案請求の主題を構成するかにみえるような場合には、その措置の内容が係争権利の保全だけでなく国際社会の共通利益の促進にも関係するものとして、仮保全措置の指示要請を行なうこともありえよう。いずれも原告が自己に有利に手続を進めることを目的としており、そこには仮保全手続を政治的に利用しようという動きがみられるのである⁽²⁵⁾。

捕鯨事件では、本稿執筆時点（2010年10月16日）でオーストラリアが調査捕鯨の差止請求といった仮保全措置を要請してはいないが、捕鯨が南極海の環境や生態系にもかかわる問題であるとの認識の下、国際捕鯨条約上の自国の権利のほか、国際社会の共通利益の保全も補完的に（しかし実質的に）追求することは十分考えられる。仮に仮保全措置の指示要請がオーストラリアにより提起された場合、日本にとって最も好ましいのは、明白に管轄権がないとして総件名簿から同事件が削除されるか、あるいは一見したところ（*prima facie*）管轄権が存在しないという判断を得ることであるが⁽²⁶⁾、それが困難であれば、そのほかの仮保全措置の指示要件（仮保全措置の内容と本案請求との直接関連性、緊急性及び回復しがたい侵害の可能性）の欠如を主張することになる。

(e) 反訴の可能性

ICJでは、裁判所規則80条により反訴制度が設けられている。これは、被告側が本訴請求と関連する権利関係一般について訴えを提起し、本訴請求と併合して判断を求める制度である。反訴制度がなければ被告は原告の最終申立に対してこれを否認するしかないが、反訴制度を用いることで、被告は、原告からの攻撃に対する防御だけでなく、自己に有利な紛争主題を付加して逆に原告に対する攻撃を行なうことも可能となる。反訴は被告の申立ての一部として答弁書のなかで提出され、その請求には自己の権利の存在確認のほか、相手国による行為の違法性の確認、損害賠償請求などが含まれる。ICJの管轄権内に反訴が存在することのほか、本訴の主題と直接関係することが要件となり、これらは反訴の受理可能性の問題として位置づけられている⁽²⁷⁾。現実にも反訴請求が認められ、実際に本案に併合されて審理された事件もある⁽²⁸⁾。この制度も、先決的抗弁と同様、訴訟手続における原告と被告の立場を相対化させ、紛争処理プロセスを活性化させる効果をもつ⁽²⁹⁾。捕鯨事件の場合、日本が反訴を提起する可能性がないわけではないが、反訴に関する上記の要件を充たせるかどうかはオーストラリアの主張がより具体的に明らかとなった段階を待つ必要がある⁽³⁰⁾。

(2) 裁判所による手続の規律と紛争の処理

(a) 「紛争」の性質と決定における裁量

ICJに紛争を付託する際に、請求主題も含めその紛争を定めるのは、一義的には紛争付託国であるが、両当事国の立場を考慮して客観的基礎に基づき紛争を決定するのは裁判所の役割であり、そこでは必ずしも原告が定めた紛争には限定されない⁽³¹⁾。また、紛争主題の特定も裁判所が行なうことになっている⁽³²⁾。したがって、紛争の存否も含め、その範囲や中心に位置する主題の特定については裁判所が最終的な権限を有するのである。

ICJは、付託される紛争の性質を決定する際に、付託された紛争が政治的性格を有してい

でも裁判所が取り扱うのはその法的側面であるとして、この点に関して両当事者間の対立における政治的要素を理由に法的側面についての法的判断を拒否する必要はないとの立場で一貫している⁽³³⁾。これは、ICJが、法律的紛争の該当性を含む管轄権の決定権が裁判所にあることを確認する一方、付託された紛争が訴訟当事国間の対立全体の法的な一側面であるという部分性を認識し、当該紛争の解決が対立全体の解決に関連する紛争処理過程の一部であることを前提に審理を進めることをも表わしている。仮に、付託された紛争をその処理過程全体に置き直すとともに自らの役割の可能性を考慮に入れたうえで、法律的紛争の範囲を決定するとすれば、そのいずれの決定や認識においても、司法政策という政治的判断が介在する余地はきわめて大きいと言わなければならない。しかし、そのような司法政策とそれに基づく裁量的行為は、裁判所の権威の保護や司法機能の拡大を目的としつつも、決して裁判所の独善に拠ることなく、訴訟当事者の同意や意向を斟酌しながら形成・実行される以上⁽³⁴⁾、「紛争」の存在やその主題の内容もまた、裁判所と訴訟当事国との間の一種の「対話」を経て決定されていると考えられるであろう。

(b) 先決的抗弁手続に関する規則改正と実際の運用

裁判所の管轄権の不存在と請求の受理不能に関する被告側の主張を合わせて先決的抗弁と称するが、ICJの手続においてその司法政策的な判断が生じやすいのがこの先決的抗弁手続である。実際、ICJには、裁判所規則等の改正を通じた先決的抗弁手続の制度上の側面と、同手続の実際の運用の側面の両方にそうした政策をみてとることができる。

先決的抗弁については裁判所規則79条にその関連規定があり、抗弁の先決的性格を強調することなどを目的として今日まで繰り返し改正されてきた。同条に関する最近の規則改正は2000年のものであるが、これは明らかに近年急増している裁判所への付託件数を考慮した内容となっており、手続の迅速性に重きを置く意図が反映されている。すなわち、現行の規則79条は、先決的抗弁を管轄権、受理可能性、その他すべての抗弁として明記して明確にしたうえで、被告に対し、これらを「申述書の提出後3ヵ月以内に」、できる限り速やかに提出するよう求めているのである。その目的は、場合によっては訴訟当事者の合意なくして手続を促進する裁判所の強固な意思を示すことであつた⁽³⁵⁾。裁判所規則を補完する目的で訴訟当事国に対しICJが手続上の注意事項を示した「実践指令 (Practical Directives)」でも、そのV項で、「(裁判所規則) 79条5項に基づき他方の当事国がその意見及び申立てについて書面で提出する期限は、一般に、先決的抗弁の提起の日より4ヵ月を超えてはならない」との規定があり、これも「先決的抗弁に関する手続を促進させる目的」から同様の認識に基づいている⁽³⁶⁾。

他方、ICJでは、やはり事案の迅速な処理という観点から、同一判決内で先決的抗弁にかかわるような判断と本案に関する判断がともに行なわれる事例が最近顕著となってきた。先決的抗弁を「もっぱら先決的ではない」として、その後の本案手続に審理を委ねるのではなく、あくまでも抗弁に関する議論と本案に関する議論を一括して審理し、ひとつの判決のなかで判断を下すという実行がそれである。その先鞭はラグラン事件判決であり、その後、逮捕状事件判決、アヴェナ他メキシコ国民事件判決 (米国の抗弁が手続上先決的抗弁

とみなされずに本案のなかで処理)、刑事司法共助問題事件判決(応許管轄の範囲に関する問題の処理)と続いている。こうした同一手続内での先決的抗弁と本案の審理が裁判所の本案における実体判断にどのような影響を及ぼしているかについては慎重な検討を要する一方、このような手続上の措置が裁判所のイニシアチブによりながら、訴訟当事国もそれを受け入れているようであり、これら三者による協働作業として位置づけられうるように思われる。

(c) 仮保全措置の政治的利用の抑止と措置実施のフォローアップ

仮保全措置の目的の拡大とそれに伴い要請措置の多様化、仮保全段階での管轄権基準、緊急性の重視などから仮保全措置の指示要請が認められやすくなったようにみえる。1990年代以降に急増する仮保全措置の指示要請とその認容はこのことを裏付ける。さらにこうした状況は、原告が先行して仮保全措置を要請することにより紛争処理過程全体において有利に手続を進めようとする傾向が生まれていることも表わしているとも言えるかもしれない。しかしこのような原告側による仮保全措置手続の政治的利用に対しては、ICJもこれに警戒感を示しつつあるようである。それは、仮保全措置を指示するための基準を拡大した結果、ICJ自らが紛争の政治的側面に踏み込むことになり、自身に対する国際社会からの信頼が損なわれかねないことに危惧を抱いたということもあろう⁽³⁷⁾。

仮保全措置に関しては、「事情によって必要と認めるとき」に裁判所が指示しうるとされているように、「事情」の判断は裁判所の裁量にかかるところが大きい。このため、当事国による仮保全措置の政治的利用に対してICJはその裁量的権限を行使して対処しうるのである。たとえばICJは、選択条項受諾宣言や裁判条項に付されている留保を慎重に検討し、一見したところ管轄権が欠如するとして要請を却下し⁽³⁸⁾、あるいは仮保全措置内容と本案での係争権利との関連性を重視して紛争の悪化・拡大防止という目的だけでは措置は指示できないとして目的の範囲も限定した⁽³⁹⁾。さらに職権で当事国が要請していない措置を指示したり、相手方当事国が要請していないにもかかわらず、仮保全措置要請国に対しても同様の措置を指示するといった実行もみられる⁽⁴⁰⁾。いずれも仮保全措置要請国が有利とされる局面を中和化する効果を狙ったICJの判断と言えよう。逆に、仮保全措置指示要請自体は要件を充足しないとして却下しながらも、命令理由のなかで武力不行使や人権保護など国際社会の共通利益にかかわる内容を関係当事国に対して実質的に「勧告」するような実行もある⁽⁴¹⁾。このように、ICJは、仮保全措置の指示可能性を検討する過程におけるその裁量的権限の行使を通じて、訴訟当事国の法益と国際社会の共通利益を考慮しつつ、訴訟手続全体の規律を試みているのである⁽⁴²⁾。

また、ラグラン事件判決でICJは仮保全措置指示命令の法的拘束力を認めたが、このことは仮保全措置指示命令違反に対する国家責任の追及を可能としたことでも注目される⁽⁴³⁾。ICJが、これにより創設された法的義務を遵守させることを目的として、その後の仮保全措置指示命令では仮保全措置を指示された当事国に対し、命令実施のためにとった措置を裁判所に知らせるよう求めていることも留意しなければならない⁽⁴⁴⁾。こうした命令遵守についての裁判所によるフォローアップは、本案段階での国際義務違反の認定の文脈にかかる

ものではあるが、自己の判断に関する当事国の対応に関心を払い、実際にそれを訴訟過程に組み込むという点で、ICJによる当該紛争の解決をより大きな紛争処理過程の一部として位置づける認識と軌を一にしていると評価することができるのではなかろうか。

おわりに

国家間における対立の解消過程は、通常、交渉によって開始され、交渉によって終了する。超国家的機関が存在しない国際社会では、対立の最終的解消も当事国の同意に基づく以外にないからである。ICJはそうした紛争処理過程の一部として法律的紛争の法的解決という役割を担うことになる。他の紛争処理手続との接合を模索したり、国際法上の原則を提示し、紛争の解決自体はそれに従った当事国の交渉に委ねるといった方式をとったりするのは、ICJが自ら紛争処理過程における部分性を認識しているからにほかならない⁽⁴⁵⁾。

ICJは、このように紛争処理過程全体を見通したうえで、法律的紛争の特定を通じて自己の判断の射程範囲を決定し、訴訟過程における当事国それぞれの主張を受けとめながら手続を規律していく。管轄権や受理可能性に関する先決的抗弁や、仮保全措置、反訴、第三国の訴訟参加など、本案段階に至るまでのいわゆる付随手続について、訴訟当事国はできるだけ自国に有利な判断を得るため、これを政治的に利用しようとする。それに対して裁判所は、健全な司法運営の要請からこうした手続を厳格に適用しようとする一方で、訴訟当事国による手続の政治的利用には自らも司法政策をもって対処せざるをえないというアンビヴァレントな立場に置かれることになる⁽⁴⁶⁾。ICJはこのように健全な司法運営と司法政策とのバランスをとりながら手続の規律を行なうという、きわめて困難な作業に直面していると言わなければならない。

日本とオーストラリアの間の紛争は、互いの理解の下、南極海における捕鯨問題の法的論点での対立に限定され、そのほかの分野、たとえばアジア・太平洋における経済関係や、核軍縮・不拡散問題などでは、両国が手を携えて協力している状況にある。一方で二国が共通の目標のために協力し合い、他方、同じこれら二国が別のイシューではICJにおいて敵と味方に分かれている。このこと自体は、法律的紛争の存在範囲を特定して両国間の関係の一部分にこれを限定する観点からすると、決して奇異なことではない。ICJに付託される紛争は、紛争当事国間の関係におけるさまざまな断面のうちの一側面にすぎないかもしれず、あるいはまた、場合によっては両国間に横たわるより大きな対立のうちの一部であるということも考えられる。そして、どのように紛争を具体的に規定し、いかなる点につきICJに判断をゆだねるかは当事国の意思に依存することになるが、それを訴訟過程において手続的実体的に規律するのは裁判所の役割である。いわば、ICJの訴訟手続では、裁判所と訴訟当事国が法的な「対話」を通じてある種の協働作業を行ないながら、紛争処理を進めていくとみることもできるであろう。それゆえに、そこでは、両国間全般の友好関係を害することなく特定の法律的紛争が解決されるように、日本とオーストラリア、そしてICJには良識が求められることになる。ICJの訴訟過程はそうした三面関係を実現させる場として機能することから、ICJがこのプロセスに積極的に働きかけ、まさに賢慮をもってこれを規律することが、法律

的紛争の解決のみならず、結果として紛争処理過程全体にとっても重要と考えられるのである⁽⁴⁷⁾。

- (1) *I.C.J. Press Release*, No. 2010/16 (1 June 2010). オーストラリアの請求訴状はInternational Court of Justice (ICJ) のホームページからダウンロードできる (<http://www.icj-cij.org/doCKET/files/148/15951.pdf>, last visit on 16 October 2010)。
- (2) この点を批判する見地から裁判所の実行を検討した論稿として、see, S. Oda, “The Compulsory Jurisdiction of the International Court of Justice: A Myth? A Statistical Analysis of Contentious Cases,” *International & Comparative Law Quarterly (I.C.L.Q.)*, Vol. 49 (2000), pp. 251–277.
- (3) なお、現実の紛争の解消を指す紛争の「解決」と、紛争に対する働きかけ全般を表わす紛争の「処理」との違いについて、宮野洋一「国際法学と紛争処理の体系」、国際法学会編『紛争の解決』（『日本と国際法の100年 第9巻』）（三省堂、2001年）、32ページ参照。
- (4) この問題一般については、see, S. Wittich, “Permissible Derogation from Mandatory Rules? The Problem of Party Status in the *Genocide Case*,” *European Journal of International Law (E.J.I.L.)*, Vol. 18 (2007), pp. 591–618.
- (5) このほか、私権が関係する紛争としては、未成年者の後見事件のように、準拠法選択にかかわる国際私法上の問題が、関連する条約の解釈・適用を争点としてICJに付託される場合もある。現在も、民商事事件の裁判管轄および判決の承認・執行に関するルガノ条約の解釈・適用事件（ベルギー対スイス）が係属している。外交的保護も含め、これらの問題については、see, S. De Dycker, “Private International Law Disputes before the International Court of Justice,” *Journal of International Dispute Settlement*, Vol. 1 (2010), pp. 475–498.
- (6) 国連国際法委員会 (ILC) が2006年に採択し、同年に国連総会がテイク・ノートした「外交的保護に関する条文」第1条参照。U.N.Doc.A/61/10, p. 24.
- (7) 私人の利益を実現する手段の多様化と外交的保護制度の関係について、西村弓「国際法における個人の利益保護の多様化と外交的保護」『上智法学論集』第49巻3・4号（2006年）、1–35ページ参照。
- (8) カメルーン対ナイジェリア領土・海洋境界事件仮保全命令 (*I.C.J. Reports 1996*, p. 24) やコンゴ領土武力行動事件 (DRC対ウガンダ) 仮保全命令 (*I.C.J. Reports 2000*, p. 129, para. 47) 参照。
- (9) ジェノサイド条約適用事件第1仮保全命令 (*I.C.J. Reports 1993*, p. 25, para. 52 A) や人種差別撤廃条約適用事件仮保全命令 (*I.C.J. Reports 2008*, p. 398, para. 149 A & B) 参照。
- (10) この点を含め、ラグラン事件判決の検討全般については、国際司法裁判所判例研究会（酒井啓亘・執筆）「判例研究・国際司法裁判所 ラグラン事件（ドイツ対米国）（判決・2001年6月27日）」『国際法外交雑誌』第106巻4号（2008年）、75–95ページ参照。
- (11) アーマドゥ・サディオ・ディアロ事件ICJ先決的抗弁判決 (*I.C.J. Reports 2007*, para. 39) 参照。
- (12) 酒井啓亘「国際司法裁判所における仮保全措置の目的の展開——最近の判例の検討を中心として」『外務省調査月報』2001年度第2号、52–59ページ参照。
- (13) *I.C.J. Reports 1995*, p. 102, para. 29; *I.C.J. Reports 1996*, p. 616, para. 31; *I.C.J. Reports 2006*, p. 32, para. 64.
- (14) *I.C.J. Reports 2010*, para. 204.
- (15) 南西アフリカ事件ICJ判決（第2段階）(*I.C.J. Reports 1966*, p. 47, para. 88) 参照。
- (16) 現行の訴訟参加制度では、第三国の法的利益の考慮が実体法上要請されていることが重要視されるという。兼原敦子「訴訟参加の要件としての『影響を受ける』法的利益」『立教法学』第50号（1998年）、174–175ページ。
- (17) 河野真理子「国際社会の共通利益の実現のための規範と国際裁判手続」『世界法年報』第28号

- (2009年)、121ページ。
- (18) J.-M. Thouvenin, “La saisine de la Cour internationale de Justice en cas de violation des règles fondamentales de l’ordre juridique international,” in Ch. Tomuschat & J.-M. Thouvenin (eds.), *The Fundamental Rules of the International Legal Order: Jus Cogens and Obligations Erga Omnes*, Brill, 2006, p. 332.
- (19) *P.C.I.J. Series A*, No. 2, p. 11.
- (20) 杉原高嶺『国際法学講義』(有斐閣、2008年)、544–547ページ参照。
- (21) 裁判所への紛争の付託自体が当事者にとって当該紛争への対処をめぐる戦術のひとつに位置づけられるのであるが (M. Forteau, “La saisine des juridictions internationales à vocation universelle (CIJ et TIDM),” in H. Ruiz Fabri et J.-M. Sorel (dir.), *La saisine des juridictions internationales*, Pedone, 2006, pp. 21–36)、裁判所は当事国の付託動機が政治的だからといって自らの管轄権を否定する必要はなく (R. Higgins, “Policy Consideration and the International Judicial Process,” *I.C.L.Q.*, Vol. 17 (1968), pp. 71–72)、当事国が提起した請求を裁判所が制御することも可能なのである。
- (22) 近年の事例では、領土・海洋紛争事件 (ニカラグア対コロンビア) 先決的抗弁判決で、一部の群島に関する主権問題は関連条約によりすでに解決済みであるとして、当該群島については両国間に関する法律的紛争の存在を否定したことがあるが (*I.C.J. Reports 2007*, pp. 860–861, paras. 86–90)、紛争の不存在自体がICJにより認定されることはきわめて稀である。G. Herczegh, “Les exceptions préliminaires à la lumière de la jurisprudence de la Cour internationale de Justice (1994–2000),” in L. C. Vohrah, F. Pocar, Y. Fetherstone, O. Fourmy, Ch. Graham, J. Hocking & N. Robson (eds.), *Man’s Inhumanity to Man: Essays on International Law in Honour of Antonio Cassese* (Kluwer Law International, 2003), pp. 406–411.
- (23) ICJの裁判管轄権の問題については、杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年)、113–138ページ参照。
- (24) その包括的な検討については、see, S. Rosenne, *Provisional Measures in International Law. The International Court of Justice and the International Tribunal for the Law of the Sea*, Oxford U.P., 2005.
- (25) 仮保全措置制度の政治的利用の問題については、see, T. Treves, “The Political Use of Unilateral Applications and Provisional Measures Proceedings,” in J. A. Frowein, K. Scharioth, I. Winkelmann, R. Wolfrum (Hrsg.), *Verhandeln für den Frieden. Negotiating Peace. Liber Amicorum Tono Eitel*, Springer, 2003, pp. 463–481.
- (26) 明白に管轄権が存在しないことが認定されれば、仮保全段階であっても事件は総件名簿から削除され、そこでICJによる審理は終了する。武力行使の合法性事件 (ユーゴスラヴィア対スペイン) (ユーゴスラヴィア対米国) にその例をみることができる (*I.C.J. Reports 1999*, pp. 773–774, para. 40; *ibid.*, pp. 925–926, para. 34)。また、一見したところ管轄権がないということであれば、その後の先決的抗弁段階において管轄権の不存在という抗弁が認容される確率が高い。
- (27) オイル・プラットフォーム事件反訴命令 (*I.C.J. Reports 1998*, p. 203, para. 33) 参照。
- (28) 最近の事例では、前記オイル・プラットフォーム事件のほか、ジェノサイド条約適用事件 (ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対ユーゴスラヴィア) 反訴命令 (*I.C.J. Reports 1997*, pp. 243–261)、カメルーン対ナイジェリア領土・海洋境界事件反訴命令 (*I.C.J. Reports 1999*, pp. 983–986)、コンゴ領武力行動事件 (DRC対ウガンダ) 反訴命令 (*I.C.J. Reports 2001*, pp. 660–683) がある。
- (29) 反訴制度については、李禎之『国際裁判の動態』(信山社、2007年)、49–86ページ参照。
- (30) たとえば商業捕鯨のモラトリアムが国際捕鯨条約上合法かどうかを争うべきことが指摘されているが (小松正之「ワシントン条約は野生動植物の保護と持続的利用を図れるか」『ジュリスト』No. 1409 (2010年)、37ページ)、反訴であれば、オーストラリアの具体的措置が国際義務違反を構成するようになり国家責任の追及にまで及ぶかがまさに論点となる。そのほかには、オーストラリアが南極への請求権主張に基づき実施している国内法執行措置の国際法上の合法性を争う余地があるかどうかであろう。ただし、オーストラリア側は南氷洋に対する国家管轄権の問題

がこの事件の本訴とは直接関係がないと主張する可能性が高い。また反訴請求が認められても、その国内法上の措置は南極の環境関係に関する国際法規則と合致しているとの主張も行なうことになろう。この点をうかがわせるものとして、see, J. Crawford, “The Antarctic Treaty after 50 Years,” in D. French, M. Saul & N. White (eds.), *International Law and Dispute Settlement. New Problems and Technique*, Hart, 2010, pp. 294–295.

- (31) 漁業管轄権事件（スペイン対カナダ）判決（*I.C.J. Reports 1998*, pp. 448–449, para. 30）参照。
- (32) ある種の財産事件（リヒテンシュタイン対ドイツ）先決的抗弁判決（*I.C.J. Reports 2005*, p. 19, para. 26）参照。
- (33) 杉原高嶺「国際司法裁判所と政治問題の法理」『京都大学法学部百周年記念論文集』第2巻（有斐閣、1999年）、358ページ。
- (34) ICJの司法政策全般については、see, P.-M. Dupuy, “The Judicial Policy of the International Court of Justice,” in F. Salerno (dir.), *Il ruolo del giudice internazionale nell’evoluzione del diritto internazionale e comunitario*, CEDAM, 1995, pp. 61–82.
- (35) S. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court, 1920–2005, Volume II Jurisdiction*, Brill, 2006, p. 846.
- (36) この規定は、以前、単に「4ヵ月を超えてはならない」とするだけで、その起点が不明確であったことから、これを明確にするため2004年に改められたものである。Sir Arthur Watts, “The ICJ’s Practice Directions of 30 July 2004,” *The Law and Practice of International Courts and Tribunals*, Vol. 3 (2004), p. 386.
- (37) いわゆる「仮保全措置（暫定措置）の独立手続化」の影響である。この問題については、奥脇直也「武力紛争と国際裁判——暫定措置の法理と機能」、村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）、789–790ページ参照。
- (38) たとえばコンゴ領武力行動事件（DRC対ルワンダ）仮保全命令（*I.C.J. Reports 2002*, p. 249, para. 89）参照。
- (39) バルブ工場事件第2仮保全命令（*I.C.J. Reports 2007*, p. 17, para. 49）参照。したがって、「紛争の悪化・拡大の防止」は仮保全措置の目的とはみなせないという見解もある。H. Zan, *The ICJ’s Practice on Provisional Measures*, Peter Lang, 2009, pp. 40–41.
- (40) コンゴ領武力行動事件（DRC対ウガンダ）仮保全命令（*I.C.J. Reports 2000*, pp. 128–129, paras. 43, 47）や人種差別撤廃条約適用事件仮保全命令（*I.C.J. Reports 2008*, p. 397, paras. 145–146）参照。
- (41) J. d’Aspremont, “The Recommendations Made by the International Court of Justice,” *I.C.L.Q.*, Vol. 56 (2007), pp. 185–198. But see also, H. Thirlway, “The Recommendation Made by the International Court of Justice: A Sceptical View,” *I.C.L.Q.*, Vol. 58 (2009), pp. 151–162.
- (42) こうしたICJの仮保全手続の機能については別稿で検討したことがある。酒井啓亘「国際司法裁判所仮保全命令の機能——最近の判例の展開を踏まえて（一）（二・完）」『法学論叢』第163巻3号（2008年）、1–39ページ、第165巻1号（2009年）、1–37ページ参照。
- (43) ラグラン事件判決（*I.C.J. Reports 2001*, pp. 502–503, para. 102）とジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対セルビア・モンテネグロ）本案判決（*I.C.J. Reports 2007*, paras. 451–458）参照。
- (44) アヴェナ他メキシコ国民事件仮保全命令（*I.C.J. Reports 2003*, p. 92, para. 59 I(b)）、アヴェナ他メキシコ国民事件判決解釈請求事件仮保全命令（*I.C.J. Reports 2008*, p. 332, para. 80 II(b)）、人種差別撤廃条約適用事件仮保全命令（*I.C.J. Reports 2008*, p. 399, para. 149 D）参照。
- (45) その典型例はいわゆる交渉命令判決である。これについては、坂元茂樹「国際司法裁判所における『交渉命令判決』の再評価（一）（二・完）」『国際法外交雑誌』第96巻3号（1997年）、1–24ページ、第98巻6号（2000年）、35–63ページ参照。

- (46) J.-M. Sorel et F. Poirat, “Rapport introductif,” in J.-M. Sorel et F. Poirat (dirs.), *Les procédures incidentes devant la Cour internationale de Justice: exercice ou abus de droits?* Pedone, 2001, p. 27.
- (47) なお本事件では、小和田ICJ所長に代わってトムカ次長が裁判長となり、2010年7月9日に両当事国の代理人と会合した。その際に、書面の提出期限をそれぞれ10ヵ月（オーストラリアの申述書は2011年5月9日、日本の答弁書は2012年3月9日）とすることで合意されている。*I.C.J. Order of 13 July 2010, I.C.J. Report 2010.*

[付記] 本稿は、財団法人学術振興野村基金2010年度海外派遣助成および財団法人村田学術振興財団2010年度研究助成による研究成果の一部である。